

## (C) 原稿執筆料等関係

Q-1：個別開示について、相手側に同意いただけない場合は、開示しなくてもいいか。

A-1：開示は必要である。

したがって、依頼時に、同意を得る必要がある。

Q-2：セミナー等の講師謝金の公開に際し、医療関係者から個人情報保護法を盾に同意が得られなかった場合は、どのように対応したらいいのか。

A-2：本項 Q&A-1 のとおり、開示が必要である。

開示に同意いただける医療関係者に講師を依頼ください。

Q-3：「原稿執筆料等」の支払先が団体や組織の場合、公開に関する同意は不要か。

A-3：団体や組織の同意を得る必要がある。

Q-4：透明性ガイドラインで公開対象となる「(C) 原稿執筆料等」に該当するかどうかは、どのように判断すればよいか

A-4：別紙の『(C) 原稿執筆料等』公開対象判定チャート」を参考ください。

Q-5：原稿執筆料に関して、進行中のプロジェクトで個別案件を明記することで企業秘密の露呈につながるような場合に限り、件名の中から詳細なプロジェクト名を省いても良いか。

A-5：プロジェクト名等の件名の記載は、不要である。件数と金額が公開対象となる。

Q-6：広告代理店等を経由した支払い原稿執筆料等の支払いは開示対象となるのか。依頼企業が把握しない形で謝礼が支払われた場合はどうなるのか。

A-6：広告代理店等を経由した支払いはすべて開示対象となる。

依頼企業は、医療関係者への支払額を把握するのが前提であるので、開示は可能である。

Q-7：講演会の演者等への謝金について、医療機関等に勤務する医療関係者が、法人会社を設立しており、講演に関する業務委託契約をその法人会社と締結し、法人会社に謝金を支払う場合は、公開対象となるのか。

(本項 Q&A-6 にあるように、広告代理店を経由した謝金の支払いと同様に公開対象となるのか。)

A-7：公開対象となる。

Q-8：「(C) 原稿執筆料等」の報酬に係る業務委託契約の相手方当事者が医療関係者個人ではなく、医療機関等の事業体であり、またその報酬支払先が当該事業体である場合、支払先としては当該事業体の名称を開示すれば良いか。

A-8：貴見のとおりである。

Q-9：学会との共催でのランチョンセミナー等における講師謝金は、「学会共催費」に含めてよいか。

A-9：学会共催費には会場費、弁当代、講師旅費等が含まれるが、講師謝金は「(C) 原稿執筆料等」として計上する。

Q-10：コンサルティング等業務委託費とは何を指すのか。

A-10：「(A) 研究費開発費等」の対象となる製品の開発・改良に関わる業務委託以外の業務委託費をいう。

<例>

社員の教育研修を医療機関等に委託する場合や、医療現場で適正使用の指導を行うことを医師に委託する場合の業務委託費  
営業戦略上のアドバイスのためのコンサルティング等業務委託費

Q-11：医療関係者個人に対するコンサルタント業務が、「研究費開発費等」及び「原稿執筆料等」にわたる場合、どちらに費用計上すべきか。

A-11：いずれか業務委託の主な方に計上する。

ただし、「(C) 原稿執筆料等」の個別開示を避けるために、本来「(C) 原稿執筆料等」に計上すべきものを意図的に「(A) 研究費開発費等」に計上してはならない。

Q-12：医療機関等に所属しない医療関係者が、医療コンサルティング会社を設立している場合、この会社へのコンサルティング業務委託費は公開対象となるのか。

A-12：公開対象となる。

Q-13：医師にコンサルタント業務を委託する際、契約者が当該医師でも医療機関でもなく別の会社（自ら経営に参画あるいは身内が経営に参画している会社等）になり、コンサルタント料の支払いも別会社である場合、開示対象は当該会社になるのか。それとも当該医師になるのか。

A-13：当該企業にコンサルタント料を支払ったとしても実際の支払先（医師）が特定でき

る場合は、当該医師が報告対象となる。

**Q-14**：コンサルティング業務委託費は、コンサルティング業務を依頼した場合に発生する交通費、宿泊費等も開示対象となるのか。

**A-14**：コンサルティング委託料に伴う交通費、宿泊費、飲食費は、「(C) 原稿執筆料等」に含めず、研究開発に伴う場合は「(A) 研究費開発費等」に、それ以外は「(D) 情報提供関連費」に含まれる。

**Q-15**：「(C) 原稿執筆料等」のコンサルティング等業務委託費を、金銭ではなく現物給付により支払う場合、開示対象となるのか。

対象となる場合、金額換算は、原価、時価、その他別途契約書等に規定する換算金額のいずれにより行うことが適当か。

**A-15**：開示対象となる。

金額換算については、適切な市場価格等に基づいて各社で判断ください。

**Q-16**：自社の開発・製造拠点にあたる海外の拠点において、製品開発に伴い日本人医師をコンサルタントに起用し、海外と日本人医師が直接契約を結び日本人医師へ謝礼を支払う場合は対象となるのか。

**A-16**：本ガイドラインは、海外法人からの支払いは対象外である。

**Q-17**：米国本社が日本の医師とコンサルティング業務委託を結んでいる場合、米国本社が費用を支払うが、その場合も開示対象となるのか。

また、研究費開発費等も同様のケースが発生する可能性があるが、開示対象となるか。

**A-17**：海外法人が費用を支払う場合は、本ガイドラインの対象外である。

**Q-18**：同一の医師が複数の医療機関等に所属している場合、個別開示時の方法は下記のいずれか。

①同意を取得した際の所属・役職それぞれで個別に開示する。

②同一の医師への支払を集約して開示する。また、②の場合、開示時の所属はどれを選択するべきか。

**A-18**：各社で判断ください。

**Q-19**：医療機関から企業がデータ解析などを受託し、その業務の一部を医療機関や医療関係者に依頼する場合、「(C) 原稿執筆料等」に該当するか。

A-19：製品の開発に係る場合は、「(A) 研究費開発費等」に該当し、それ以外は「(C) 原稿執筆料等」に該当する。

Q-20：弊社では、医療技術に貢献した先生方にその功績を称え、毎年賞を贈呈している。受賞者を選考するにあたり、医療関係者（選考委員）に選考業務を依頼しているが、その謝礼としての謝金は、公開項目の「(C) 原稿執筆料等」のコンサルティング等業務委託費に該当するものと考えて良いか。

A-20：貴見のとおりである。

Q-21：自社ホームページで「(C) 原稿執筆料等」の詳細情報を開示する際のセキュリティの程度や利用規約を定める場合、企業独自の判断で定めてよいか。

A-21：平成 26 年 11 月 10 日付で当連合会が制定した「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン 情報公開に関する実務指針」の趣旨に基づき、各社で適切に判断ください。

Q-22：平成 27 年 3 月 23 日付の「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」Q&A【改訂版】「I. 全体について Q&A-8」で「大学工学部関係の研究室や工学系研究所であっても、ライフサイエンス系の研究部門・研究機関は対象となる」と回答されているが、別紙の「『(C) 原稿執筆料等』公開対象判定チャート」では、国内の医療関係者に支払う謝金・報酬ではない場合は公開対象外とされている。ライフサイエンス系の研究部門・研究機関の医療関係者以外の者に支払った謝金・報酬は、公開対象外との解釈で良いか。

A-22：貴見のとおりである。

なお、別紙の「『(C) 原稿執筆料等』公開対象判定チャート」については、誤解を招く部分があったと考えられるため、一部修正を行った。（添付の「改訂版 Ver.2（平成 27 年 5 月 25 日）」に差替える。）